

## 広島県告示第九百二十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾竹原港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和三年十月四日

竹原港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾竹原港放置等禁止区域

竹原港周辺地区

#### 1 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線、基点五から基点六までを水際線で結んだ線、基点六と基点七を結んだ線、基点七から基点八を水際線で結んだ線、基点八と基点九を結んだ線及び基点九から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

#### 2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 竹原市竹原町の国土地理院四等三角点「明神山」（北緯三四度一九分四一秒七六八八、東経一三二度五四分二三秒八八九二、標高八三・二九メートル）

基点一 基準点から九六度三三分一七秒の方向四五三・五九メートルの点

基点二 基点一から二一七度三六分二七秒の方向二一・七八メートルの点

基点三 基点二から一〇四度一六分一〇秒の方向三一四・九八メートルの点

基点四 基点三から八七度一三分三四秒の方向二五四・九四メートルの点

基点五 基点四から三二度二二分〇五秒の方向六七・三九メートルの点

基点六 基点五から二七度四六分二五秒の方向一、四四二・三三メートルの点

基点七 基点六から二五九度五六分〇三秒の方向一八・四六メートルの点

基点八 基点七から二六度五五分〇四秒の方向六一二・一七メートルの点

基点九 基点八から二四五度二八分三一秒の方向三〇・〇一メートルの点

### 二 地方港湾竹原港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物